

○松山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

平成24年12月26日

条例第57号

改正 平成27年7月6日条例第32号

平成30年3月23日条例第8号

平成30年10月10日条例第31号

令和3年3月25日条例第8号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 設備及び運営に関する基準（第4条—第30条の2）

第3章 雑則（第30条の3・第31条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、老人福祉法及び介護保険法（平成9年法律第123号）で使用する用語の例による。

（基本方針）

第3条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うように努めなければならない。

3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気において、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と

密接に連携するよう努めなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護，虐待の防止等のため，必要な体制の整備を行うとともに，その職員に対し，研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第2章 設備及び運営に関する基準

(構造設備の一般原則)

第4条 養護老人ホームの配置，構造及び設備は，日照，採光，換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第5条 養護老人ホームの設備は，専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし，入所者の処遇に支障がない場合は，この限りでない。

(職員の資格要件)

第6条 養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は，社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は，社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第7条 養護老人ホームの職員は，専ら当該養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし，入所者の処遇に支障がない場合は，この限りでない。

(運営規程)

第8条 養護老人ホームは，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種，数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者の処遇の内容
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第9条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、地震、風水害及び当該養護老人ホームの周辺地域の環境、立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、当該養護老人ホームの見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 養護老人ホームは、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難、救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 養護老人ホームは、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 養護老人ホームは、第2項の訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

5 養護老人ホームは、非常災害が発生した場合に職員及び入所者が当該養護老人ホームにおいて当面の避難生活をするができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(記録の整備及び保存)

第10条 養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する規則で定める記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。

(規模)

第11条 養護老人ホームは、20人以上（特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、10人以上）の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(設備の基準)

第12条 養護老人ホームの建物（入所者の日常生活の用に供しない附属の建物を除く。以下同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に

規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。) でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める要件を満たす木造かつ平屋建ての養護老人ホームの建物について、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、当該建物は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用する場合において、施設の効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 静養室

(3) 食堂

(4) 集会室

(5) 浴室

(6) 洗面所

(7) 便所

(8) 医務室

(9) 調理室

(10) 宿直室

(11) 職員室

(12) 面談室

(13) 洗濯室又は洗濯場

(14) 汚物処理室

(15) 霊安室

(16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 地階に設けてはならないこと。

イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

エ 入所者ごとに寝具及び身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。

(2) 静養室

ア 医務室又は職員室に近接して設けること。

イ 原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ウ ア及びイに定めるもののほか、前号ア、ウ及びエに定めるところによること。

(3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。

(4) 便所 居室のある階ごとに男子用と女子用とを別に設けること。

(5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査のための設備を設けること。

(6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(7) 職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

5 前各項に規定するもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.35メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

（職員の配置の基準）

第13条 養護老人ホームは、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第7号の調理員を置かないことができる。

(1) 施設長 1

(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 生活相談員

ア 常勤換算方法（当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 生活相談員のうち入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。

(4) 支援員

ア 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であって、指定特定施設入居者生活介護（松山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第50号）第216条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。），指定地域密着型特定施設入居者生活介護（松山市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第52号）第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（松山市指定介護予防サービス等の事業の人員，設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第51号）第202条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が15又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。

(5) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上

(6) 栄養士 1以上

(7) 調理員，事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項第3号から第5号までの規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホーム（以下「盲養護老人ホーム等」という。）に置くべき生活相談員，支援員及び看護職員については、次のとおりとする。

(1) 生活相談員

ア 常勤換算方法で、1に、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数以上とすること。

イ 生活相談員のうち入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。

(2) 支援員

ア 常勤換算方法で、別表の左欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の右欄

に掲げる支援員の数以上とすること。

イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。

(3) 看護職員

ア 入所者の数が100を超えない盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2以上とすること。

イ 入所者の数が100を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2に、入所者の数が100を超える100又はその端数を増すごとに1を加えた数以上とすること。

3 前2項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、養護老人ホームを新たに設置し、又は再開する場合は、推定数による。

4 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であつて、当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下同じ。）には、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、同号の医師を置かないことができる。

5 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームには、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ当該各号に定める本体施設の職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該職員に相当する第1項第3号、第6号又は第7号の職員を置かないことができる。

(1) 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

(3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

(4) 病院（病床数100以上のものに限る。） 栄養士

(5) 診療所 事務員その他の従業者

6 前各項に定めるもののほか、養護老人ホームの職員の配置の基準は、規則で定める。
(居室の定員)

第14条 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(入退所)

第15条 養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、当該入所者の円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。

3 養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者の退所後も、必要に応じ、当該入所者又はその家族等に対し、その相談に適切に応じるとともに、適切な援助に努めなければならない。

(処遇計画)

第16条 施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 生活相談員は、入所者の心身の状況、その置かれている環境、当該入所者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、当該入所者の処遇計画を作成しなければならない。

3 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

(処遇の方針)

第17条 養護老人ホームは、入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入所者の心身の状況等に応じ、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を適切に行わなければならない。

2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

3 養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動

を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5 養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（食事）

第18条 養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

（生活相談等）

第19条 養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行わなければならない。

3 養護老人ホームは、要介護認定の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、当該入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

4 養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

6 養護老人ホームは、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置いて、自立した日常生活を営むのに必要な援助を適切に行わなければならない。

7 養護老人ホームは、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清拭しきしなければならない。

ない。

8 養護老人ホームは、教養又は娯楽に供する設備等を備えるほか、適宜入所者のレクリエーションのための行事を行わなければならない。

(居宅サービス等の利用)

第20条 養護老人ホームは、入所者が要介護状態等となった場合は、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な措置を講じなければならない。

(健康管理)

第21条 養護老人ホームは、入所者について、その入所時及び毎年定期的に2回以上健康診断を行わなければならない。

(施設長の業務)

第22条 施設長は、職員の管理、業務の実施状況の把握その他の当該養護老人ホームの管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第15条から前条まで及び次条から第30条の2までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の業務)

第23条 生活相談員は、処遇計画を作成し、当該処遇計画に沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

(2) 第28条第2項の苦情の内容等並びに第30条第3項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録すること。

2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。

3 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、第13条第1項第3号の規定に基づく生活相談員を置いていないものにあつては、主任支援員が前2項に掲げる業務を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第24条 養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。

3 養護老人ホームは、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第24条の2 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第25条 養護老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器について、適正に管理をしなければならない。

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症及び食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(協力病院等)

第26条 養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第27条 養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 養護老人ホームは、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第28条 養護老人ホームは、処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 養護老人ホームは、入所者の処遇に関し、市町村から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。

4 養護老人ホームは、市町村から求めがあったときは、前項の指導又は助言への対応の内容を市町村に報告しなければならない。

5 養護老人ホームは、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査に協力するよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第29条 養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流を図らなければならない。

2 養護老人ホームは、その運営に当たっては、その措置に関する入所者からの苦情に関して、市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町

村，入所者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。

3 養護老人ホームは，前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4 養護老人ホームは，入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第30条の2 養護老人ホームは，虐待の発生又はその再発を防止するため，次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに，その結果について，職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて，職員に対し，虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第30条の3 養護老人ホーム及びその職員は，作成，保存その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(規則への委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は，平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和62年3月9日前から存する養護老人ホームについては、第12条第3項第14号の規定は、当分の間、適用しない。

3 平成18年4月1日前から存する養護老人ホームについて第12条第4項第1号イ及び第14条の規定を適用する場合においては、同号イ中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等の面積を除き、3.3平方メートル」と、同条中「1人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができる」とあるのは「原則として2人以下とする」とする。

付 則（平成27年7月6日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年3月23日条例第8号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成30年10月10日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年3月25日条例第8号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の松山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第4条第3項及び第40条の2（新指定居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条、第180条の3、第187条、第203条、第236条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合並びに第247条第1項において読み替えて適用される場合を含む。）、第2条の規定による改正後の松山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第4条第3項及び第55条の10の2（新指定介護予防サービス等基準条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条、第164条の3、

第171条, 第181条, 第217条, 第248条, 第253条及び第262条において準用する場合並びに第234条第1項において読み替えて適用される場合を含む。), 第3条の規定による改正後の松山市指定地域密着型サービスの事業の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定地域密着型サービス基準条例」という。)

第4条第3項及び第41条の2(新指定地域密着型サービス基準条例第60条, 第60条の2, 第60条の20の3, 第81条, 第109条, 第129条, 第150条, 第180条, 第192条及び第205条において準用する場合を含む。), 第4条の規定による改正後の松山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員, 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)

第4条第3項及び第38条の2(新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。), 第5条の規定による改正後の松山市指定介護老人福祉施設の人員, 設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。)

第4条第4項, 第41条の2及び第45条第3項, 第6条の規定による改正後の松山市介護老人保健施設の人員, 施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。)

第3条第4項, 第40条の2及び第44条第3項, 第7条の規定による改正後の松山市指定介護療養型医療施設の人員, 設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。)

第3条第4項, 第39条の2及び第43条第3項, 第8条の規定による改正後の松山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新養護老人ホーム基準条例」という。)

第3条第4項及び第30条の2, 第9条の規定による改正後の松山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。)

第3条第5項, 第32条の2及び第34条第3項, 第10条の規定による改正後の松山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。)

第3条第4項, 第34条の2及び付則第6項, 第11条の規定による改正後の松山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。)

第4条第5項及び第30条の2(新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。), 第12条の規定による改正後の松山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に

係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第4条第5項及び第29条の2（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに第14条の規定による改正後の松山市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第2条第4項，第40条の2（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第3項の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし，新指定居宅サービス等基準条例第30条（新指定居宅サービス等基準条例第42条の3及び第47条において準用する場合を含む。），第57条（新指定居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第77条，第87条，第96条，第107条（新指定居宅サービス等基準条例第115条及び第135条において準用する場合を含む。），第143条，第164条（新指定居宅サービス等基準条例第180条の3及び第187条において準用する場合を含む。），第177条，第200条，第212条，第231条，第244条及び第256条（新指定居宅サービス等基準条例第264条及び第275条において準用する場合を含む。），新指定介護予防サービス等基準条例第55条（新指定介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。），第73条，第83条，第92条，第121条，第139条（新指定介護予防サービス等基準条例第164条の3及び第171条において準用する場合を含む。），第156条，第178条，第193条，第212条，第231条及び第242条（新指定介護予防サービス等基準条例第253条及び第262条において準用する場合を含む。），新指定地域密着型サービス基準条例第32条，第56条，第60条の12（新指定地域密着型サービス基準条例第60条の20の3において準用する場合を含む。），第60条の34，第74条，第101条（新指定地域密着型サービス基準条例第205条において準用する場合を含む。），第123条，第146条，第170条及び第189条，新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第28条，第58条及び第81条，新指定介護老人福祉施設基準条例第29条及び第51条，新介護老人保健施設基準条例第29条及び第50条，新指定介護療養型医療施設基準条例第28条及び第51条，新養護老人ホーム基準条例第8条，新特別養護老人ホーム基準条例第8条及び第35条，新軽費老人ホーム基準条例第8条，新指定居宅介護支援等基準条例第21条（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。），新指定介護予防支援

等基準条例第20条（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準条例第29条及び第51条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第32条の2（新指定居宅サービス等基準条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条、第180条の3、第187条、第203条、第236条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合並びに第247条第1項において読み替えて適用される場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準条例第55条の2の2（新指定介護予防サービス等基準条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条、第164条の3、第171条、第181条、第217条、第248条、第253条及び第262条において準用する場合並びに第234条第1項において読み替えて適用される場合を含む。）、新指定地域密着型サービス基準条例第33条の2（新指定地域密着型サービス基準条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第81条、第109条、第129条、第150条、第180条、第192条及び第205条において準用する場合を含む。）、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第29条の2（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第30条の2、新介護老人保健施設基準条例第30条の2、新指定介護療養型医療施設基準条例第29条の2、新養護老人ホーム基準条例第24条の2、新特別養護老人ホーム基準条例第25条の2、新軽費老人ホーム基準条例第25条の2、新指定居宅介護支援等基準条例第22条の2（新指定居宅介護支援等基準条例第33条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防支援等基準条例第21条の2（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準条例第30条の2（新介護医療院基準条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあ

るのは「行うよう努めるものとする」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第57条の2第3項（新指定居宅サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。）、第108条第3項（新指定居宅サービス等基準条例第115条、第135条、第146条、第168条、第180条の3、第187条及び第203条において準用する場合を含む。）、第178条第4項、第213条第4項及び第232条第4項、新指定介護予防サービス等基準条例第55の2第3項（新指定介護予防サービス等基準条例第63条において準用する場合を含む。）、第121条の2第3項（新指定介護予防サービス等基準条例第143条、第164条の3、第171条及び第181条において準用する場合を含む。）、第157条第4項、第194条第4項及び第213条第4項、新指定地域密着型サービス基準条例第60条の13第3項（新指定地域密着型サービス基準条例第60条の20の3、第81条、第109条及び第205条において準用する場合並びに第60条の38において読み替えて適用される場合を含む。）、第124条第3項、第147条第4項、第171条第3項及び第190条第4項、新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第29条第3項（新指定地域密着型介護予防サービス基準条例第66条において準用する場合を含む。）及び第82条第3項、新指定介護老人福祉施設基準条例第30条第3項及び第52条第4項、新介護老人保健施設基準条例第30条第3項及び第51条第4項、新指定介護療養型医療施設基準条例第29条第3項及び第52条第4項、新養護老人ホーム基準条例第24条第3項、新特別養護老人ホーム基準条例第25条第3項及び第41条第4項、新軽費老人ホーム基準条例第25条第3項並びに新介護医療院基準条例第30条第3項及び第52条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

別表（第13条関係）

一般入所者の数	支援員の数
20以下	4

21以上30以下	5
31以上40以下	6
41以上50以下	7
51以上60以下	8
61以上70以下	10
71以上80以下	11
81以上90以下	12
91以上100以下	14
101以上110以下	14
111以上120以下	16
121以上130以下	18
131以上	18に、入所者の数が131を超える10又はその端数を増すごとに1を加えた数